

## 1 太田川流域の洪水対策について

昭和49年7月の七夕豪雨太田川堤防決壊（3カ所）による大きな被害を受けた流域に住む市民の方々は、昨今の、各地で起こる過去の経験を超えた雨量による豪雨災害から、当時を思い起こし不安を感じている。

県によれば、平成13年12月に「太田川水系河川整備計画」が策定され、その計画に沿い改修が行われているとのことであるが、三ヶ野橋より北部の七夕豪雨時決壊箇所あたりの堤防改修の状況・計画を含め下記について伺う。

- (1) 太田川水系河川整備計画の整備方針・進展状況について七夕豪雨時堤防決壊箇所3カ所付近を含む北部方面の整備との関連を、流域住民の不安解消の視点で説明されたい。
- (2) 県は本年7月に、雨量最大規模想定をもって、新たな洪水浸水想定を公表した。市として、そのデータをもつての地域住民への周知や対応策は、今後どうなるのかを伺う。

## 2 吉田町の“夏休み短縮”による教育改革に関連して

このたびの吉田町教育委員会の“夏休み短縮”報道には衝撃を受けた。本年度の小中学校夏休みは前年度より4日短縮し、来年度は更に10日程度短縮させるという。一地方の公立小中学校が、町独自でこのような変更を行おうとすることに驚くとともに、「教員」「子ども」「保護者」の三者それぞれに賛否両論が沸き起こることを想定した上での大胆な変革であることに驚いたものである。

こうした吉田町教育委員会の動きに対して下記を伺う。

- (1) 市教育委員会としての率直な感想・見解を伺う。
- (2) 吉田町がこの変革実施の狙いとした①新学習指導要領実施に伴う授業時間数増加への対応②教職員の多忙化解消③保護者の働き方改革に通じる教育改善について、市としてはどのような検討を考えているのか伺う。

### 3 地方公務員の非正規職員任用の在り方・方向について

民間においては、労働契約法の改正、特に19条（有期労働契約の更新等）による来年4月よりの「無期転換ルール」に対する準備対応が悲喜こもごも行われており、雇止めあるいは雇用契約に空白期間を設ける等の状況にさらされている人たちもいる。そうした流れの中で、民間労働法制と地方公務員制度の法の谷間におかれている地方公務員の非正規職員にも、政府の働き方改革の動きや立法的な対応が出てきているかと思うので、下記について市の考え方・方向を伺う。

- (1) 平成28年12月に「地方公務員の臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等の在り方に関する研究会報告書」が公表され、本年4月には「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が可決され2020年4月から施行となっていることから、今後市はどのように改善に向けて準備・対応が検討されることになるのか説明されたい。